

会議名 総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会

日時 令和8年3月12日(木) 午前10時25分～午前10時52分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

委員 長 鬼頭博和	副委員長 塚崎海緒	委員 梅村 均
委員 日比野 走	委員 伊藤隆信	委員 関戸郁文
委員 榊谷規子		
委員 水野忠三	委員 堀江珠恵	委員 片岡健一郎
委員 谷平敬子	委員 大野慎治	委員 井上真砂美
委員 木村冬樹		

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 佐藤信次、同主幹 丹羽真伸、同統括主査 片桐慎治、同統括主査 水野珠美、市民窓口課長 佐野亜矢、同主幹 寺澤顕、こども家庭課長 佐久間喜代彦、同統括主査 南端隆佳、同児童館長 山口友恵、都市整備課長 加藤 淳、同統括主査 澤井 雅史

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第12号	岩倉市手数料条例の一部改正について	—

総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会
(令和8年3月12日)

◎総務・産業建設常任委員長（鬼頭博和君） それでは、ただいまから総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会を開催いたします。

本審査会が審査すべき案件は、議案1件であります。

会議に入る前に、委員長より本審査会の進め方を説明させていただきます。

本連合審査会は、総務・産業建設常任委員会に付託された議案第12号を厚生・文教常任委員会と合同で審査するものであります。主たる委員会は、総務・産業建設常任委員会であります。したがって、議案第12号の質疑の終結をもって本連合審査会を閉じ、その後、総務・産業建設常任委員会を再開し、委員会討議、討論、採決を執り行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎厚生・文教常任副委員長（堀江珠恵君） 私から1点お尋ねいたします。

条例第2条における岩倉市手数料条例の一部改正で、今回放課後児童健全育成手数料の額の金額設定が、これは1.5倍だと思いますけれどもこちらが設定されております。私からは、他市より金額は低いということは伺っておりますが、国の少子化対策や子育て支援を推進する市の方針として利用料の値上げがちょっと逆行すると捉えられる可能性もあるんじゃないかということと、また、今回小学校の給食費が実質無償化となりましたので、こちらのほうを値上げしたら利用されている保護者からは疑問の声が上がるのではないかといった点があると思います。この辺りはどう考えていらっしゃるのか見解をお尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後児童健全育成手数料につきましては平成17年度から徴収をするということが開始されました。その時点から今現在に至るまで金額の改定はしていない状況でした。県内他市を見ても、高いところではもう5万円を超える月額であ

って低いところでは1,500円というところもあります。近隣市を見ますと7,000円ぐらいから4,000円ぐらいの間でというところであったりとか、学校が長期休業になって1日預かる場合にはそこに月額2,000円なり3,000円なりを加算して徴収しているという自治体がほとんどですので、そういったところから考えて適切な受益者負担をお願いしていくというような考えになっております。

◎厚生・文教常任副委員長（堀江珠恵君） ありがとうございます。

県内のところ、いろいろ金額を見ても平均で4,000円から7,000円ということで、今後保護者の方に御説明される時には丁寧に説明して、理解を得られてからというふうな形をお願いしたいと思います。

◎厚生・文教常任委員（大野慎治君） 4,000円から7,000円と言われているんですけど、具体的に近隣市町の放課後児童健全育成手数料の金額を教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 近隣で申し上げますと、まずは北名古屋市が月額7,000円となっております。ただし夏休みの期間とかはそこに8,000円上乗せ、犬山市は月額3,500円で、夏休みとかは日額で140円の計算となるというふうに聞いております。あと小牧市が5,000円で、こちらも夏休み期間等はそこにプラス3,000円の上乗せがあり、一宮市は通常月額7,000円で、夏休み期間等はそこに2,000円上乗せがされる、あと春日井市は5時までの預かりが4,000円、6時までになると5,000円で、7時までになると6,000円という時間区分になっております。江南市は月額4,000円で、夏休み期間等はそこにプラス2,000円が上乗せというような状況になっております。

◎厚生・文教常任委員（井上真砂美君） 関連でお願いします。

岩倉市の放課後児童健全育成手数料に関して、目的が少子化対策ということで随分値上げということをお聞かせいただきまして、受益者負担ということは納得しているわけですがけれども、岩倉市は細かく決めてあるということなんです。今度入学式がありますけれども、結構小学校1年生が入るとき、子どもたちが結構、今まで保育園、幼稚園だった子たちが緊張して放課後児童クラブに参加するわけですがけれども、きっと申込みをもうされていると思うんですけども、申込み状況はどのようでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 令和8年度の放課後児童クラブの申込み状況につきましては、現時点で通年の利用、通常の利用が5校合わせて707人という状況になっておりまして、ただしこれの申込みは本当に直前まで受け付けるので今後も増えたりとか、申し込んだだけ

れどもやっぱり留守番できるのでやめますという方もいるので多少まだ今後変動があるとは思いますが。

◎厚生・文教常任委員（井上真砂美君） 今は707名、それだけ共働きで特に預かってほしいというお家が多いということだと思っただけなんですけれども、小学1年生は特に子どもに対する負担というのが大きいと思っただけなんですけど、小学1年生の申込みというのは今の段階で分かりますでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 令和8年度の1年生の申込みが現時点で163人おります。

◎厚生・文教常任委員（大野慎治君） 放課後児童健全育成手数料、そのほかのものも併せて第2条による改正規定は令和8年10月1日から施行ということになってはいますが、どのような周知で皆さんにお知らせするのか、議会が終わったら直ちにだと思っただけなんですけど、どのような形で周知をされるのかお聞かせください。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） こちらの議案のほうをお認めいただけましたら、期間としてはまだ半年間ぐらいありますので広報紙ですとかホームページでお知らせすると、あと直接保護者の方に御案内を申し上げて周知を図っていくといったことになるかなと思っただけです。

◎厚生・文教常任委員（片岡健一郎君） じゃあ、放課後児童健全育成手数料の4,500円という金額についてお尋ねいたします。いろいろなコスト計算をされた上での金額算出だったと思っただけなんですけれども、4,500円にされたこの根拠といいますか、どのような計算をされて4,500円に至ったのかお聞かせいただきたいと思っただけです。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こちらにつきましては、まずもって今回の手数料見直しの統一的なルールとして、人件費であるとか施設の維持管理に係る費用というものを積算したところ、児童1人当たりの月額としてのコストは8,830円という計算結果となりましたので、激変緩和というところで1.5倍を上限とするということで、現行の1.5倍の金額を設定させていただいております。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） 同じところで、本会議で質疑したときに堀江委員が先ほど質疑したような内容を取り上げて聞いたと思っただけです。その中で放課後児童クラブの父母の会というのが本年度から解散しているということです。非常に放課後児童クラブへの申込みが多くなってきて、もう会として取りまとめが難しくなっているという状況をお聞きするわけです。その中で、附属機関で審議を行うと同時に利用者への説明もされてきたというふうにお聞きしましたが、これからという、今の質疑の中ではそういうよ

うな話であります但实际上にはどのような説明をされてきたのか、それからまた利用者のほうからどういう声が上がっているのかということが、一部でもありましたら教えていただきたいと思います。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 私の答弁のところでは附属機関の会議のところでの委員の方にはということで、お話をさせていただいたということでございまして、子ども・子育て会議には、委員の中には今認定こども園や幼稚園の保護者の方がいらっしゃる。実は、昨年まで放課後児童クラブの父母の会があったものですからその代表の方も委員に来ていらっしゃいましたが、実は、会はなくなっただけですけれども、現行は当時の委員の方にはお願いして、今年度までは父母の代表ということでそちらに預けていらっしゃる代表の方にも委員として今年度までは残っていただいております。その方も交えた中での説明はしております。

そこで、直接その方ではないんですが、今後保育園、幼稚園のほうから、上の子は預けていたと言われる方から、当時私が申し上げたような、もともとの体感ではもっとかかるものだと思っている中でこの額で収まるのであればそれは十分理解できるものだと思うという意見はいただいているところがございます。

周知につきましては当然児童館、この議会がまだお認めいただいておりますから個別の利用者にお話はまだ、できているところではございません。議決後には、放課後児童クラブ、父母の会はなくなりましたが、各クラブからクラブ便りというものも発行しておりますのでそのクラブ便り、また、入っていない方には「すぐーる」等も利用してお知らせもしていくということは考えております。

◎厚生・文教常任委員（木村冬樹君） ちょっと関連してお聞きしておきますけど、先ほど令和8年度からの申込み状況を答弁されましたが、近隣の市町なんかも含めまして、放課後児童クラブの待機みたいなものも発生している自治体が出てきております。岩倉市もこの間ずっとこれが増え続けているというのが予算決算で議論されてきたところでもありますけど、令和8年度はそういった状況は大丈夫かどうかお答えいただけますか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後児童クラブの利用児童数は本当に年々増加しておりますので、大変な状況が続いておりますので来年度からは五条川小学校と南小学校では図書室と調べ学習室、学校のお部屋を借りて定員を増やして対応していくということになっております。

◎総務・産業建設常任委員（梅村 均君） 手数料条例、第4条の関係で別表の第9がありますけれども、ここに印鑑登録証明の手数料ですとか住民票の写しの交付手数料とかが載っています。先ほど、放課後児童健全育成手数料のほうは原価計算上8,830円というお答えがあったんですけど、印鑑登録証明から公文書の写しの手数料あたりのここの200円から300円になっているところですが、ここの辺りは原価計算上でいくと幾らになっているのかその金額を教えてくださいませんか。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） こちらの手数料の原価の算出に当たりましては用紙ですとかトナーとかの消耗品費ですとか印刷製本費、各種システムの保守点検料などの委託料、機器の賃借料といった物件費と発行に要する人件費を合算し、それを年間の発行件数で割って算出をしておりますが、御質問にありました印鑑登録証明書から公文書の写しの交付手数料までの現行200円から300円に見直します各種証明書の原価の計算上は1件当たり250円前後ということになっております。

◎総務・産業建設常任委員（梅村 均君） 分かりました。

もう一点、今回の改正による手数料の部分での全体的な影響額というのが幾らぐらいになるのか、分かればお聞かせください。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） こちらは影響額といたしましては、令和7年度と8年度の歳入の当初予算額の比較で申しますと約520万円の増収を見込んでおります。ただこちら、今回の改定は8年の10月からということを用意しておりますので、8年度につきましては上半期のみ、半年分の影響額ということになっております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） また放課後児童健全育成手数料に戻って質問をさせていただきたいと思うんですが、もちろん先ほどお示しされたように他市町に比べては低額だとは思いますが、平成17年度有料化する前から、おやつ代の実費徴収というのは有料化する前からあったわけですが、おやつ代の実費徴収というのはこの4,500円の中に入るのではなく、4,500円プラスその時代は2,000円前後だったと思うんですが、おやつ代の実費徴収は4,500円にプラス幾らぐらい今実費徴収されているのかお聞かせください。

◎こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理（山口友恵君） すみません、おやつ代についてなんですけど、コロナの頃から一律に提供するのとはなしにしておりまして、今は必要なお子さんが必要な分だけ保護者の方に持ってきていただいて、おやつ時間にみんなでそれを食べるという形を取っておりますので実費徴収はしておりません、今は、はい。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 実費徴収をしていないという状況ならおやつを持参するというのは実際に、学校に行ってから帰ってくるところが放課後児童クラブなので、学校に一旦おやつを持っていくという状況になるのでしょうか、教えてください。

◎こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理（山口友恵君） 学校におやつを持っていくということはしてなくて、保護者の方が1週間分をまとめて土曜日とかにお持ちいただくという形で、原則1週間分、1日分を袋に小分けしてお預かりしている状況です。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 保育園の保育料などは兄弟がいる場合は半額補助とか2分の1負担とかいうのがあるわけですが、放課後児童クラブというのには兄弟がいる場合は2分の1にするとかいう制度はないんですよね、そこら辺を教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 特に兄弟で減額されるとかいう制度はありませんで、市としましては手数料については、遺児手当の受給世帯であったり生活保護受給世帯には減免という制度になっております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 遺児手当世帯などの減免は、どれぐらいの減免という実態なんでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） おおむね、例年50人前後の児童が減免対象となっております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） その50人ぐらいの方が減免というのは全くゼロにという、2分の1減免とかではなくですか、教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 実際には免除です。ゼロ円です。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 来年度10月1日からということで、3月31日までの間コンビニ交付をする場合は300円から100円という規定を設けるといっていますが、確認ですが、やはりコンビニ交付をできるという人はマイナンバーカードを持っている人のみになるんですよね、その確認をお願いします。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） コンビニ交付の際にはマイナンバーカードが必要となっております。

◎総務・産業建設常任副委員長（塚崎海緒君） やはり子育て世代も、今物価がかなり高騰しているところでの値上げの影響というのをとても心配しております。私からもおやつ代のところで、少し心配だなというところを質問

させていただきたいんですが、親御さんが1週間分土曜日に持ち込まれるということで、全ての子どもが同じおやつを食べるわけではないので例えば減免、ゼロ円の御家庭であるとか共働きで少し所得に余裕がある子どもとか様々な子どもが一緒の施設で生活されていると思うんですけれども、おやつの差というのは実態としてはないのでしょうか。例えば、持ち込むおやつにルールがあるとかそういったことがあったりするのですか、教えてください。

◎こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理（山口友恵君） 実際おやつを持ってきている子の割合は割と少なく、例えば北小学校ですと140人ぐらい来ている中の30人ぐらいというような割合で、他の児童クラブに聞いてみましても十何人というところが多々あります。

それはやはり保護者の方の意向があって、おやつの時間は下校後、4時半に設定しておりますので時間が遅くなるお子さん、夜7時とかのお迎えになるお子さんは持ってみえるんですけれど、5時、6時の方になるとおやつを食べずにそのまま家で早く夕食をしたいという保護者の方も見えますので、それぞれ家庭の事情に応じておやつを持たせていただいているところなんです。そこで格差があるということは今まで、保護者の方からもないし子どもたちからもないので、スムーズにおやつの時間は過ごせているかなと思っております。

◎総務・産業建設常任副委員長（塚崎海緒君） おやつの内容については、特にないのですか。

◎こども家庭課児童館長兼地域交流センター長代理（山口友恵君） 保護者の方の判断でお子さんの食べられるものとか好きなものを選んで持ってみえるので、これまで一律におやつを提供していたときは食べられないものがあるとか好き嫌いがあって、それで残されたりとかこれは要らないということになってなかなかちょっと一律というのも難しいなと思っておりましたので、今は割とその保護者の方や子どもたちのペースでおやつを持参して食べられているというところもありますので、その頃に比べるとスムーズじゃないかなと職員としては思っております。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 先ほどは当たり前の質問をしてしまったんですが、マイナンバーカードを持っている人だけ優遇というのが、やはりマイナンバーカードは任意取得なので、なぜ任意の者にだけ、その差をつけるのかということについてはどうお考えかをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） コンビニ交付サービスを身近で便利なものとして知っていただく利用促進を今回の目的の一つとしております。

受益者負担の観点から申しますと、やはり不公平といった意見がないとは言えないんですけれども、今回の改正は現状のところ1年間の限定としております。コンビニ交付サービスは午前6時30分から午後11時までと利用できて操作も難解ではございませんので、この機会に家から身近なコンビニでサービスを受けていただくといった目的、またコンビニの交付が増えることで窓口にお越しいただく利用者の方が減るといった目的もございます。そうすると窓口にお越しいただく方の混雑の解消にもつながるといった利便性も今回差をつけて改正する理由としております。

◎総務・産業建設常任委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎総務・産業建設常任委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。